

## 大井沢地区「まちづくり協議会」に関する説明・意見交換会

開催日時	平成30年7月22日（日）午後2時から午後4時30分まで	
開催場所	守谷市民交流館 多目的ホール	
出席者	実行委員会委員	・大井沢地区地域福祉活動計画実行委員会委員14名
	市等	・社会福祉協議会 横瀬事務局長 ・市民協働推進課 高橋主査, 槇野主任 ・地域担当職員 寺田課長, 坂所長

### 審 議 内 容 及 び 要 旨

#### 1 開会・挨拶

##### ①市民協働推進課 [高橋主査]

- 大井沢地区地域福祉活動計画実行委員会の皆様に、再度「まちづくり協議会」について説明させていただき時間をいただき、感謝申し上げます。本日は、「まちづくり協議会」についての説明後、皆様から質疑や御意見をお伺いしたい。

##### ②大井沢地区地域福祉実行委員会 [寺田一委員長]

- 市からの要望により、再度このような場を設けさせていただいた。各地区の方々から、市に対し、「まちづくり協議会」に対する質問・意見を出してもらえればと思う。

#### 2 「まちづくり協議会」についての説明 [高橋主査]

※説明 資料1 「まちづくり協議会」設立のイメージ（全地区共通イメージ）

資料2 大井沢地区における「まちづくり協議会」設立のイメージ

- 全地区共通イメージとして、設立前は大きく分けて問題点が6点あると考える。
- 設立に向けて、地域福祉活動計画実行委員会に様々な団体が参画し、設立により様々な団体が一体となっていただきたい。市も社会福祉協議会と一緒に手厚い支援を実施する。
- 設立後の支援としては、「人的支援」、「財政支援」、「活動拠点支援」を考えている。
- 現在、北守谷地区、高野地区、大野地区が設立準備会を発足し、設立に向けた協議を行っている。
- 各地区の設立に向けた取組内容は様々で、高野地区は「敬老行事を実施することで地域ネットワークを構築し設立を目指す」、北守谷地区は「取組事項を定め、長期計画まで策定し設立を目指す」、大野地区は「組織づくりを先行し、その上で課題を再整理し設立を目指す」としている。
- 第1回の実行委員会において、委員長、支部長がお話しされていたように、大井沢地区においては、これまでの地域福祉活動計画実行委員会の活動を継続さ

せていくことが重要であると考えている。「まちづくり協議会」の設立は、これまでの活動を継続させるための手段であると考えていただきたい。

### 3 意見交換

#### 【質疑・意見等】

- 現在、「まちづくり協議会」に対する議会の関与状況はどうなっているか。  
⇒【市】議会に対しては、その都度、説明・報告を実施している。準備会が発足している地区においては、議員がオブザーバーとして参画している地区もある。
- なぜ、地域福祉活動計画実行委員会を「まちづくり協議会」へ移行しなければならないのか。設立前の問題点として挙げられているものは、設立後でも解決できないのではないのか。大井沢地区は、現在の組織体制を継続することが良いと思っている。大井沢地区を1つにまとめる必要はないと思う。  
⇒【市】現在の実行委員会の体制（5支部）のまま、「まちづくり協議会」へ移行していただいて良いと考えている。6つの問題点は、設立によりすぐ解決できるものではなく、活動を通じて解決していただきたいものである。
- 地域福祉計画・地域福祉活動計画は、全国的な展開として行われているのか。  
⇒【社会福祉協議会】市の地域福祉計画は、社会福祉法に基づいて策定したものである。地域福祉活動計画は法に基づくものではなく、地域福祉計画を推進するために策定されたものである。現在、地域福祉計画は、福祉分野の中でも、上位に位置付けられている。  
⇒【市】「まちづくり協議会」設立後は、「まちづくり協議会」が地域福祉活動計画に基づき、地域福祉計画を推進することになる。
- 地域で実施できることを、福祉以外の分野でも実施してほしいということか。  
⇒【市】目指しているのは、そのようなことである。なお、必ずしも、今までやってきたことを変えるということではない。現在の活動を継続していくことが重要であれば、地域福祉活動計画実行委員会を、そのまま「まちづくり協議会」と移行していただければ、市が手厚く支援したいと考えている。
- 区長が必ず組織に入らなければならないか。区長は1年で交代してしまう自治会が多い。  
⇒【市】必ず区長が組織に加わるということではない。区長は1年で交代する自治会が多く、業務も多忙であることから、区長経験者に加わっていただいている地区もある。各地区の判断で構わない。
- 現在の活動をどのように継続していくかが課題になっている。地域福祉活動計画実行委員会も担い手が不足している。  
⇒【市】活動の継続が課題ということであれば、活動を継続するための支援をしていきたい。
- 現在のままで、支援だけ手厚くしてもらえれば良い。  
⇒【市】これまでは、助成金や地域担当職員を配置する等の支援をしてきた。市は、将来を見据えたときに「地域づくり」ということが、これまで以上に重要だと考えている。そこで、「まちづくり協議会」を市のパートナーとして守谷市協働のまちづく

り推進条例に位置付け、支援も条例に規定し、根拠をもってしっかり支援していきたいと考えている。

⇒【社会福祉協議会】「まちづくり協議会」へ移行すれば、これまで以上の支援が受けられるということである。

- 人的支援にある「まちづくり協議会支援担当職員」は、今までの地域担当職員の配置とどう違うのか。人数が倍になるのか。  
⇒【市】限りある職員の中で、人数を倍にするようなことはできない。現在の地域担当職員の配置を見直すとともに、市民協働推進課が担当課となり「まちづくり協議会」に対する配置を手厚くするものである。
- 具体的な事例として、地域内の公園の樹木を伐採した場合に、補助を出してくれるのか。  
⇒【市】個別の案件に補助をするのではなく、各地区に交付金を交付し、その中で実施していただくことになる。
- 「まちづくり協議会」は他市でも実施しているものか。守谷市独自のものか。  
⇒【市】「まちづくり協議会」自体は、他市でも実施しているところがある。しかし、多くの自治体では地域の核となる建物が既にあり、その建物を活用するための組織として設立されている場合が多い。守谷市のように地域の皆さんと協議しながら設立するケースは、市独自の取組である。
- 「まちづくり協議会」に事務局員を配置とあるが、その費用は交付金と別に支援していただけるということか。  
⇒【市】事務局員の費用は、交付金とは別に考えている。また、「まちづくり協議会」が事務局員を雇うと雇用契約等の負担が発生してしまうことから、市が謝礼等を支払うことで配置する方向で考えている。
- 事務局員を配置することは、我々にとって大きなメリットだと思う。
- 現在は、申請手続きや実際に活動する際に、助成金の対象が分かりにくいいため、会計担当者が苦勞している。会計を市の職員がやっただけならば負担軽減につながる。  
⇒【市】事務局員の費用を支援するので、事務や会計が実施できる方を事務局員としていただきたい。
- 交付金の算出は人口割がベースになるのか。大井沢地区は広いので、会議をするだけでも移動に時間と経費がかかる。面積割も考慮できないか。  
⇒【市】現時点では、基本割と人口割で算出することとしている。
- 大井沢地区の活動拠点は、どこを考えているか。市民交流館は考えているか。  
⇒【市】まだ決定していないが、市民交流館や学びの里等が想定される。活動拠点は、事務所の役割を担うことを想定している。
- 事務局員の勤務形態はどのように考えているか。  
⇒【市】設立当初は、1名で、週3日くらいの勤務が考えられる。

- 現在の活動を継続していくことでも「まちづくり協議会」へ移行が認められるのであれば、移行しないという判断はない。これまで以上に手厚い支援を受け、これまでの活動を継続していくことを考えるべき。「大井沢地区まちづくり協議会」設立に向け、検討していくべきである。
- 議員が参加することは必須か。  
⇒【市】必須とは考えていない。地区の判断に任せる。繰り返しになるが、オブザーバーとして参加している地区もある。
- 現在、各支部で活動を展開しているが、将来的に「大井沢地区まちづくり協議会」が大井沢地区すべてを対象とした敬老行事の実施も考えられる。

#### 【決定事項】

- ☑ 本日の会議をもって「大井沢地区まちづくり協議会設立準備会」を発足する（正式決定は、各地区委員長が委員の賛同を得てからとする）。
- ☑ 設立準備会において、市からの情報を得ながら設立に向け前向きに検討する。
- ☑ まちづくり協議会の設立は、3月に開催予定の地域福祉活動計画実行委員会総会での賛成議決をもって設立とする。
- ☑ 本日の会議録を7月25日（水）までに各地区委員長に送付し、各地区委員長が委員に説明する。  
※会議を実施するか、個別に説明するかは地域で判断。
- ☑ 各地区委員長は、説明した結果（各地区の考え）を8月29日（水）までに寺田実行委員長へ報告する。
- ☑ 平成31年2月17日（日）に、設立準備会として、本日のメンバーで再度協議する。
- ☑ 平成31年3月10日（日）に、実行委員会の総会を開催し、「まちづくり協議会」の設立に向け協議を実施する。

#### 【役員会】

日時：2月17日（日） 午前10時～

場所：市民交流館 ※通知は市民協働推進課から発送予定

#### 【総会】

日時：3月10日（日） 午後2時～

場所：市民交流館 ※通知は社会福祉協議会から発送予定

※総会終了後、懇親会実施

## 4 閉会